

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜花会（以下、「法人」という）の役員および評議員の報酬等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事および監事をいう。

### (理事会および評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席した時および評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬および実費及び日当を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費及び日当を超える場合には、その実費とする。

### (理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬および実費及び日当は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務および法人が実施する事業の運営にあたったときは、別表2により報酬および実費及び日当を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務および法人が実施する事業の運営にあたったときは、別表2により報酬および実費及び日当を支払うことができる。

### (理事長の職務)

第5条 理事長の職務は法令・定款等で理事長の業務として定められたものを行う。

2 理事長が医師である場合は、各事業所での回診および救急対応も併せて行う。

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人および事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費及び日当を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費及び日当を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第7条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬および旅費を支給することができる。

### (職員兼務)

第8条 職員を兼務する役員および評議員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会および法人主催の会に出席した時は、別表4により報酬および実費及び日当を支払うことができる。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29年 6月 21日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費及び日当
理事会出席報酬等	日額 10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	日額 10,000円	5,000円

別表2 (第4条および第6条関係)

名 称	報 酬	実費及び日当
理事長報酬等	月額 1,000,000円	-
理事および評議員業務報酬等	日額 10,000円	5,000円
監事報酬等	日額 10,000円	5,000円

別表3 (第7条関係)

名 称	宿泊費	報 酬	交通費
報酬及び旅費	日額 15,000円	日額 10,000円	実費相当

別表4 (第9条関係)

名 称	報 酬	実費及び日当
報酬及び実費弁償費	日額 10,000円	5,000円